

令和6年7月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩手町長 佐々木光司

市町村名 (市町村コード)	岩手町 (3303)
地域名 (地域内農業集落名)	南山形地区 (子九十、大渡、遠中沢、太布、水無、丸泉寺、穀蔵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田は、集落が山間地ということもあり、条件が悪い圃場が多い。
- ・集落内に作業受託や賃貸により水田を集積できる担い手が少なく、地域外から担い手を募る必要がある。
- ・酪農をはじめ畜産関連の農業法人も複数ある。
- ・農地集積により、効率的かつ収益性の高い産地づくりを検討する必要がある。
- ・有害鳥獣による農作物被害が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畜産経営体と連携し飼料作物の生産を増やすなど、利用供給を推進する一方で、堆肥を有効に活用する資源循環型農業を目指す。
- ・水田として条件の悪いほ場は、暗渠排水など基盤整備の活用も含め、活用を検討していく。
- ・不作付地については、地域外の中心経営体を含め、農地集積を促進しその活用方法を検討していく。
- ・多面的機能支払団体を中心に農業生産・管理を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	433.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	433.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地コーディネーターと調整し、中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則的に地域の農地は農地中間管理機構に貸し付けることとし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員、農地利用最適化推進委員及び現地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--